

設計業務委託仕様書

京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託
ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託

令和6年12月

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

第1章 設計業務概要等

1 業務名称

京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託
ただし、Y3棟新築その他工事設計業務委託

2 履行場所

京都市左京区田中馬場町ほか（別紙1）

3 履行期間

契約の日の翌日から令和8年12月28日まで

4 業務概要

本業務委託は、令和6年12月に策定した「京都市養正市営住宅Y3棟 基本計画書」に基づく、以下の設計業務を行うものである。

- (1) 京都市養正市営住宅新築工事
ただし、Y3棟新築工事に係る基本設計及び実施設計
- (2) 京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事に係る実施設計

5 設計と条件

- (1) 京都市養正市営住宅新築工事に係る基本設計及び実施設計

ア 敷地概要

| | Y3棟 |
|------|---|
| 敷地面積 | 約5,700㎡ |
| 用途地域 | 第一種住居地域 |
| 高度地区 | 15m第2種高度地区 |
| 防火地域 | 準防火地域 |
| 容積率 | 200% |
| 建蔽率 | 60% |
| 景観規制 | <ul style="list-style-type: none">・山並み背景型美観地区・眺望空間保全区域39・事前協議区域（2-1）・近景デザイン保全地域（2-1）・遠景デザイン保全地域（11、39、45、49）-3km以内・屋外広告物規制区域（第3種地域・屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号対象区域） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・建築基準法第86条公告認定対象区域 |

イ 建物概要

| | |
|--|--|
| 用途 | 共同住宅 |
| 延べ面積 | 約6,500㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 規模 | 地上5階建て |
| 住戸数 (間取り等) | 106戸 |
| | 2K : 14戸 |
| | 2DK : 62戸 |
| | 3DK : 27戸※ |
| | 車椅子住宅 : 3戸※ |
| | 集会所・管理事務所 : 各1か所 |
| | ゴミ置き場 : 1か所 |
| 駐車場 | 入居者用 : 41台 (うち車椅子使用者用 : 3台) 来客用 : 1台、サービス用 : 1台 |
| 駐輪場 | 自転車置場 : 140台、バイク置場 : 18台 |
| 昇降機設備 | 9人乗り 交流インバータ方式 (VVVF) トランク付き 車椅子仕様 |
| 受電方法 | 低圧出迎え方式 (構内柱方式) |
| 給水方法 | 直結直圧給水方式 |
| 耐震安全性の分類 (「官庁施設の総合耐震・対津波 計画基準」による分類) | A 構造体 III類 (安全率1.0) B 建築非構造部材 B類 C 建築設備 乙類 |

※ 履行期間中に実施する入居者調査の結果に応じて、戸数が増減する可能性がある。ただし、住棟全体の総住戸数の変更は行わない。

ウ 屋外付帯施設の概要

囲障、敷地内通路、植栽、雨水排水、その他工作物等

エ 電気設備の概要

上記ア、イ、ウに係る電気設備一式

オ 機械設備の概要

上記ア、イ、ウに係る機械設備一式

カ その他条件

- (ア) 雨水流出抑制のための対策を検討すること。
- (イ) 本業務で目指す省エネルギー性能の基準は、強化外皮基準に適合かつ再生可能エネルギー (太陽光発電等) を除いた一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量から20%削減するZEH水準の共同住宅「ZEH-M Oriented」を想定している。本業務で目指す基準の詳細については、本業務において指示する。
- (ウ) 既存棟 (13棟) の基礎下には厚さ1~3m程度のラップルコンクリートがあると想定している。当該ラップルコンクリートについては、解体撤去に伴う騒音・振動な

どの低減、全体工期及び工事費の抑制及び廃棄物やCO₂排出量などの環境負荷の削減を目指し、可能な限り新築工事の地業として再利用することとする。このため、本設計にあたっては、ラップルコンクリートの解体撤去を最小限に抑えつつ、再利用に向けた効果的な耐久性等調査（13棟解体撤去工事と併せて実施することを想定）手法を立案するとともに、基礎を解体した結果、当初想定とは異なる形状のラップルコンクリートであった場合の対応についての事前検討その他の必要な検討を行うこと。

(エ) その他の設計と条件については本業務において指示する。

(2) 京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事に係る実施設計

解体設計の対象とする建築物等の概要は以下のとおりである。

ア 13棟（鉄筋コンクリート造・地上10階建て・延べ面積約15,100㎡）

イ 屋外付帯施設（自転車置場、水道ポンプ室、ゴミ置き場、その他工作物）

ウ その他条件

(ア) 解体撤去工事に係る敷地及び既存建物について、図面が存在しないものもあるため、現地調査を行い、現況と既存図面とを照合のうえ、現況が図面と異なる部分や、解体設計として必要なものについては新たに図面を作成すること。

(イ) 解体予定建物の一部の外壁のアスベスト分析調査は令和4年度に完了している。ただし、本業務の解体設計において、アスベスト、PCB、ダイオキシン等有害物質含有建材使用の有無に関し、追加で目視調査及び書面調査等を行うこと。さらに、解体予定建物の有害物質含有建材の使用可能性を判定のうえ、関係法令及び基準を遵守し、設計に反映させること。

(ウ) 電気設備及び機械設備の各設計業務が属する工事発注区分は、本業務において指示する。

(エ) 解体工事については、新築工事とは別途発注とし、京都市競争入札参加有資格者で、解体工事A等級に格付けされている者が行うことを想定している。

(オ) その他と条件については、本業務において指示する。

6 留意点

(1) 基本設計においては、監督員及びすまいまちづくり課担当者との協議を行いながら、基本計画の内容の点検を実施するものとする。

(2) 当該計画敷地は、建築基準法第86条の規定に基づく公告認定対象区域である。監督員と協議を行いながら、養正市営住宅団地再生計画全体を踏まえた計画を検討のうえ、本工事の実施に必要な申請手続を行うこと。

(3) 建築基準法第56条の2の規定に基づく日影許可の手続きを行うこと。

(4) 都市計画法施行規則第60条に基づく証明を受けるため、開発行為非該当確認申請の手続きを行うこと。

(5) 社会資本整備総合交付金を活用する事業のため、図面及び内訳書をそれに準じる構成とする。

(6) 第1章5(1)の基本設計に係る成果品は令和7年12月26日までに提出すること。ただ

し、監督員が別途指示する場合は、当該期限までとする。

- (7) 第1章5(1)の実施設計に係る一部の成果品（図面、内訳書、参考見積書等）については令和8年10月30日までに提出すること。ただし、監督員が別途指示する場合は、当該期限までとする。
- (8) 第1章5(2)に係る図面・内訳書・参考見積書等は令和7年8月29日までに提出すること。ただし、監督員が別途指示する場合は、当該期限までとする。
- (9) 計画通知の確認済証は令和8年8月31日までに取得すること。ただし、監督員が別途指示する場合は、当該期限までとする。

7 整備スケジュール

〈令和7年度〉

京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事に係る実施設計(本業務)

〈令和7年度～令和8年度〉

京都市養正市営住宅新築工事

ただし、Y3棟新築工事に係る基本設計及び実施設計(本業務)

〈令和8年度～令和9年度(予定)〉

京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事

〈令和9年度～令和11年度(予定)〉

京都市養正市営住宅Y3棟新築工事

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1 一般業務

一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。

2 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表第2に記載のとおりとする。

なお、別表第3-1及び別表第3-2に業務内容の補足を記載している。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、発注者の置く監督員（以下「監督員」という。）との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書第1章及び第2章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 受注者は月間業務報告書と月間業務予定表を毎月5日までに提出する。
- (7) 計画通知申請が必要な場合は、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（計画通知申請図書及び実施設計図書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと）。
- (8) 建築基準法第18条に基づく計画の通知先は京都市とする。ただし、合理的な理由があり、監督員が承諾した場合は変更することができる。
- (9) 成果物の提出については、監督員が別途指示する期限までとする。

3 電子納品等

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとし、本業務の電子納品対象書類は、別表にて指定するものとする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとする。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R等)で正副各1部提出する。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第3章2の業務条件、第3章13の貸与品等によるほか、次の内容が記載された国土交通大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- (1) 建築
 - ア 設計指針に関するもの
 - イ 設計図書作成に関するもの
 - ウ 各部設計の指針に関するもの
 - エ 設計図書の一部として作成されているもの

オ 建築積算に関するもの

カ その他

(ア～カの詳細は別紙適用基準図書の一覧(1)建築による。)

(2) 設 備

ア 設計指針に関するもの

イ 設計図書作成に関するもの

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

エ 積算に関するもの

オ その他

(ア～オの詳細は別紙適用基準図書の一覧(2)設備による。)

5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合又は適用基準等を変更する場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を受ける。

6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

ア 業務工程表 2部

イ 管理技術者等通知書（管理技術者及び設計担当者の経歴書を並びに資格を有することの証明書の写しを含む。） 2部

ウ 再委託承諾申請書（協力事務所がある場合。その事務所概要と担当技術者名簿及びその他監督員が必要に応じ指示するもの） 2部

(2) 前払時（前払金を請求する場合）

ア 前払金支払請求書 1部

イ 保証証書 正1部 副1部

ウ 振込依頼書（必要時） 1部

(3) 完了時

ア 完了通知書 2部

イ 成果物納入届 2部

ウ 請求書 2部

エ 振込依頼書（必要時） 1部

7 再委託

受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、速記録の作成、トレース、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、測量機器等の賃借、模型製作、透視図作成、郵送や宅配等の簡易な業務の再委託に当たっては、業務委託契約書（以下「契約書」という。）第10条第2項に規定する発注者の承諾を必要としない。

8 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

9 監督員の権限

契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

10 管理技術者

(1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

- (2) 管理技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。
- (3) 管理技術者は、監督員の承諾を得て、次項の建築担当技術者を兼ねることができる。
- (4) 業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

11 設計担当技術者

- (1) 受注者は、次の各号に掲げる設計担当技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出するものとする。

ア 建築担当技術者（次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者）

- (ア) 一級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者
- (イ) 二級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (ウ) 大学（建築に関する専門課程）卒業後7年以上の建築設計実務経験を有する者
- (エ) 上記(ア)～(ウ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

注 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 電気担当技術者（次の(ア)～(カ)のいずれかに該当する者）

- (ア) 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- (ウ) 一級建築士資格取得後3年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (エ) 一級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (オ) 大学（電気に関する専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- (カ) 高等学校（電気に関する専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

(キ) 10年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注1 上記(エ)～(キ)に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「電気設備設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 「電気に関する」とは、「電気」「建築」など建築設備（電気設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

ウ 機械担当技術者（次の(ア)～(ク)のいずれかに該当する者）

(ア) 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

(ウ) 一級建築士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(エ) 一級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(オ) (公社)空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(カ) 大学（機械に関する専門課程）卒業後5年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(キ) 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

(ク) 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注1 上記(エ)～(ク)に記す実務経験年数の2分の1を上限として、「機械設備設計の実務経験」を「機械設備工事施工の実務経験」に読み替えることができる。

注2 「機械に関する」とは、「機械」「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ その他の技術者

設計する建築物が建築士法の規定にて構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合、基本設計においても当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

建築設計の積算業務に従事する者は、(公社)日本建築積算協会が付与する建築積算士の資格を有する者とする。

(2) 業務履行期間中において、設計担当技術者が業務を担当するに当たり、著しく不相当であると監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

- (3) 受注者は、本市が特別の理由があると認めた場合を除き、プロポーザル時に提出した技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

12 照査技術者

受注者は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得るものとする。照査技術者は、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するものでなければならない。

また、照査技術者は、管理技術者及び設計担当者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が照査技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じるものとする。

13 貸与品等

契約書第20条第1項に定める貸与品等は次のとおりとする。

(1) 貸与品

| 品名 | 数量 | 摘要 |
|---------------------------|----|-------------|
| 設計業務委託要領 | 1 | データ |
| 京都市市営住宅設計等業務要領 | 1 | データ |
| 標準単価表（金抜き） | 1 | データ |
| 京都市公共建築物脱炭素仕様 | 1 | データ |
| 既存建物図面（本市にて保管分のみ） | 1 | 画像データ |
| 京都市養正市営住宅Y3棟 基本計画書 | 1 | データ |
| 地質調査報告書（委託期間内に別途実施予定） | 1 | 製本 |
| 測量図 | 1 | CADデータ |
| アスベスト分析結果報告書 | 1 | 製本 |
| 特記仕様書 | 1 | CADデータ |
| 工事区分表 | 1 | CADデータ |
| 鉄筋コンクリート工事標準図 | 1 | CADデータ |
| 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） | 1 | エクセルデータ |
| 電気設備実施設計標準チェックリスト | 1 | エクセルデータ |
| 機械設備実施設計標準チェックリスト | 1 | エクセルデータ |
| 京都市都市計画局解体工事の設計積算について | 1 | PDFデータ |
| 既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事基本方針 | 1 | PDFデータ |
| 既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事基本方針 | 1 | PDFデータ |
| 機器台帳 | 1 | エクセルデータ |
| 「施設保全の手引き」様式 | 1 | エクセル、ワードデータ |
| 建築設計資料 | 1 | エクセルデータ |
| マイクロフィルム台帳 | 1 | エクセルデータ |

(2) 引渡等の場所

引渡場所 公共建築建設課

返却場所 公共建築建設課

(3) 引渡等の時期

引渡時期 業務着手時

返却時期 業務完了時

※ ただし、貸与品のうち「地質調査報告書」については、別途実施する地質調査が完了次第、引き渡すものとする。

14 委託料の支払い条件

- ・ 債務負担行為に係る複数年度委託契約

委託料は下記条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者より請求があった場合のみ支払う。

(1) 前金払

- ・ 令和6年度又は令和7年度 令和7年度の履行出来高予定額に対する30%以内
- ・ 令和8年度 令和8年度の履行出来高予定額に対する30%以内

(2) 部分払

部分払は行わない。

(3) 部分引渡しに係る委託料の支払

次の部分を契約書第43条第3項に基づき算出した額を支払う。

- ・ 令和7年度 13棟解体撤去工事に係る実施設計の部分 委託料の6.2%
- ・ 令和7年度 Y3棟新築工事に係る基本設計の部分 委託料の24.4%

(4) 完了払

完了後に支払う。

(5) 各年度の支払限度額、履行出来高予定額は下記の比率による。

| 支払年度 | 支払限度額 | 履行出来高予定額 |
|-------|--------------------------|-----------|
| 令和6年度 | 委託料の9.18%※ ¹ | 委託料の0% |
| 令和7年度 | 委託料の21.42%※ ² | 委託料の30.6% |
| 令和8年度 | 委託料の残額 | 委託料の69.4% |

※ ただし、令和6年度に前払金を支払わない場合は、※1を0%、※2を30.6%とする。

15 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握するとともに、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たって本市が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (3) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速や

かに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。

- (4) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

16 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者及び設計担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び本仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

17 条件変更等

受注者は、契約書第22条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、速やかに監督員にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

18 業務の中止

発注者は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第24条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

19 履行期間の変更

受注者は、契約書第27条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

20 修補

受注者は、契約書の規定による検査（以下、「検査」という。）に合格しなかった場合は、契約書第36条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、契約書同条第2項に規定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従うものとする。

21 成果物

- (1) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、京都市に無償で譲渡する。
- (2) 業務完了後15年間は受注者において成果物の図面を保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (3) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則

とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。

イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

- (4) 受注者は、本仕様書に部分引渡しの指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

22 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したとき、及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかななければならない。
- (3) 検査日時及び検査場所は、受注者から完了通知書が提出された後、検査員が決定する。
- (4) 検査員は、受注者立会いのうえ、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 成果物の検査

イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

- (5) 部分引渡しを行う場合は、前各号において「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。

23 引き渡し

受注者が引き渡す成果物は、別表4-1及び別表4-2の該当欄に○印のある成果物とする。

24 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書第38条の規定に基づき、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

25 契約不適合責任

- (1) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないことが認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不良等による計画の変更等を除く。）については、発注者と受注者との協議によるものとする。
- (2) 計画通知手続完了後における計画の変更については、構造計算を再度行う必要がない程度のもの等については、受注者はこれに必要な業務を発注者に委任する。また、構造計算を再度行う必要がある計画の変更等については、発注者はこれに必要な業務を受注者に追加で発注する。

なお、前号ただし書きの規定による計画の変更については、発注者と受注者との協議によるものとする。

26 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によるものとする。

27 業務連絡網



(適用基準図書の一覧)

(1) 建築

- ア 設計指針に関するもの
- (ア) 耐震計画指針 京都市都市計画局公共建築部
 - (イ) 建築設計基準及び同解説 (一社)公共建築協会
 - (ウ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (一社)公共建築協会
- イ 設計図書作成に関するもの
- (ア) 建築工事設計図書作成基準 (一社)公共建築協会
- ウ 各部設計の指針に関するもの
- (ア) 建築構造設計基準及び同解説 (一社)公共建築協会
 - (イ) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 京都市都市計画局建築指導部
 - (ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 (一社)公共建築協会
 - (エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準 京都市上下水道局
 - (オ) 建築構造設計基準及び建築構造設計基準の資料 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- エ 設計図書の一部として作成されているもの
- (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 (一財)建築保全センター
 - (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編 (一社)公共建築協会
 - (ウ) 擁壁設計標準図 (一社)公共建築協会
 - (エ) 敷地調査共通仕様書 (一社)公共建築協会
 - (オ) 建築工事標準詳細図 (一社)公共建築協会
 - (カ) 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (一社)公共建築協会
 - (キ) 文部科学省建築工事標準仕様書 文部科学省大臣官房文教施設企画部
- オ 建築積算に関するもの
- (ア) 標準単価使用マニュアル 京都市都市計画局
 - (イ) 公共建築工事積算基準 (一財)建築コスト管理システム研究所
 - (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
 - (エ) 建築数量積算基準・同解説 (一財)建築コスト管理システム研究所
 - (オ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
 - (カ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編 (一財)建築コスト管理システム研究所
 - (キ) 建設工事標準歩掛 建設物価調査会
 - (ク) 工事歩掛要覧 (一財)経済調査会
 - (ケ) 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム (一財)建築コスト管理システム研究所
- カ その他
- (ア) 確認申請事前調査報告書 京都市都市計画局建築指導部
 - (イ) 京都市公共建築デザイン指針 京都市都市計画局公共建築部
 - (ウ) 京都市公共建築物脱炭素仕様 京都市
 - (エ) 京都市版建築法令実務ハンドブック 京都市都市計画局建築指導部
 - (オ) 木造計画・設計指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - (カ) 京都市公共建築物等における木材利用基本方針 京都市産業観光局農林振興室
 - (キ) 京都のあかり京都らしい夜間景観づくりのための指針 京都市都市計画局景観政策課

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

(適用基準図書の一覧)

(2) 設 備

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (ア) 建築設備計画基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (イ) 建築設備設計基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (オ) 建築設備耐震設計・施工指針 | (一財) 日本建築センター |
| (カ) 建築設備設計・施工上の運用指針 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引 | (一財) 建築環境 省エネルギー機構 |
| (ク) 防災設備に関する指針 | (一社) 日本電設工業協会 |
| (ケ) 昇降機技術基準の解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (コ) 給排水設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |
| (サ) 換気・空調設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (シ) ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (ス) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (セ) 浄化槽の構造基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |

イ 設計図書作成に関するもの

- | | |
|--------------------|-------------|
| (ア) 建築設備設計計算書作成の手引 | (一社) 公共建築協会 |
|--------------------|-------------|

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一財) 建築保全センター |
| (オ) 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |
| (カ) 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) | (一社) 公共建築協会 |

エ 積算に関するもの

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル | 京都市都市計画局 |
| (イ) 公共建築工事積算基準 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築設備数量積算基準・同解説 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |

オ その他

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (ア) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (イ) 京都市公共建築物脱炭素仕様 | 京都市 |
| (ウ) 確認申請事前調査報告書 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (エ) 京都市版建築法令実務ハンドブック | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (オ) 京都のあかり京都らしい夜間景観づくりのための指針 | 京都市都市計画局景観政策課 |

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

第4章 別表

別表第1-1 基本設計に係る一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

| 告示98号の業務内容 | | 業務内容 | 適用 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------------|--|----|-----------|
| 設計条件等の整理 | 条件整理 | 耐震性能や設備機能の水準等建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。 | 全部 | 敷地測量及び調査等 |
| | 設計条件の変更等の場合の協議 | 整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。 | 全部 | |
| 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | 法令上の諸条件の調査 | 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。 | 全部 | |
| | 計画通知に係る関係機関との打合せ | 基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 | 全部 | |
| 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ | | 基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。 | 全部 | |
| 基本設計方針の策定 | 総合検討 | 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。 | 全部 | |
| | 基本設計方針の策定及び発注者への説明 | 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。 | 全部 | |
| 基本設計図書の作成 | | 基本設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、基本設計図書を作成する。 | 全部 | |
| 概算工事費の検討 | | 基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。 | 全部 | |
| 基本設計内容の発注者への説明等 | | 作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。 | 全部 | |

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第1-2 実施設計に係る一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

| 告示 98 号の業務内容 | | 業務内容 | 適用 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|--|-----|----|
| 要求等の確認 | 発注者の要求の確認 | 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。 | 全部 | |
| | 設計条件の変更等の場合の協議 | 整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め協議する。 | 全部 | |
| 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | 法令上の諸条件の調査 | 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、詳細な調査を行う。 | 全部 | |
| | 計画通知申請に係る関係機関との打合せ | 実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 | 全部 | |
| 実施設計方針の策定 | 総合検討 | 意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を策定する。 | 全部 | |
| | 実施設計のための基本事項の確定 | 事前に発注者と協議し合意に達しておく必要があるもの及び基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。 | 全部 | |
| | 実施設計方針の策定及び建築主への説明 | 総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。 | 全部 | |
| 実施設計図書の作成 | 実施設計図書の作成 | 実施設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料及び設備機器等の種別等を具体的に表現する。 | 全部 | |
| | 計画通知の作成 | 関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知を作成する。 | 全部 | |
| 概算工事費の検討 | | 実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。 | 対象外 | |
| 実施設計内容の発注者への説明等 | | 作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。 | 全部 | |

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受託者の業務としない。

別表第2 追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

| 業 務 内 容 | 業 務 概 要 | 適 用 | 備 考 |
|------------------------|---|-----|------------------|
| 建 築 積 算 | 積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成 | 全部 | |
| 電 気 設 備 積 算 | 積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成 | 全部 | |
| 機 械 設 備 積 算 | 積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成 | 全部 | |
| 透 視 図 の 作 成 | A 3 着色 鳥瞰図2枚、内観図6枚 外観図6枚 | 全部 | |
| 透視図のカラーコピー | A 3 ラミネート加工 上記各1部 | 全部 | |
| 計画通知申請手続業務 | 計画通知の申請手続業務 | 全部 | 計画通知作成業務は一般業務に含む |
| 関係法令等に基づく各種申請 | 各種申請書作成及び申請手続業務 | 全部 | |
| 防災計画評定又は防災性能評定 | 申請書作成及び申請手続業務 | 対象外 | |
| 省エネルギー関係 | 申請手続業務 | 全部 | |
| リサイクル計画書 | 計画書の作成及び申請手続業務 | 対象外 | |
| 概略工事工程表 | 概略工事工程表の作成 | 全部 | |
| 住民説明等に必要資料 | 必要資料等の作成 | 全部 | |
| 日影図の作成 | 申請手続に必要な日影図の作成 (敷地全体、既存建築物も対象) | 全部 | |
| 総合的な環境保全性能に関する検討・評価 | CASBEE等の検討・評価資料の作成 | 全部 | |
| 設計住宅性能評価申請書の作成及び申請手続業務 | 住宅の品質確保等に関する法律に指定された評価機関において設計性能評価を全住戸について受ける。 | 全部 | |
| BELS認証申請書の作成及び申請手続業務 | ZEH-M Oriented の認証を含めた省エネ性能評価を、評価機関において全住戸について受ける。 | 全部 | |
| テレビ電波電界強度調査 | 近隣家屋付近への影響が予想される地点でテレビ電波電界強度測定を行い、アンテナでの受信の可否を確認する。 | 全部 | 計画に関する調査協議 |
| テレビ電波受信障害地域調査 | 近隣家屋へのテレビ電波受信障害発生範囲の机上検討を行う。 | 全部 | 計画に関する調査協議 |
| 保全資料の作成 | 施設保全の手引き | 全部 | 保全資料の作成 |

別表第3-1 業務委託の範囲の補足（建築）

| 委託内容 | | 該当印 | 業務概要 |
|--------------------|---------------|--------------------------|--|
| 基本設計 | 計画に関する調査協議 | ○ | 敷地及び周辺状況の調査 |
| | | | 関係法令の調査、関係官公署との協議 |
| | | | 施設管理者の要望及び施設利用条件の整理 |
| | | | 類似施設調査 |
| | 敷地調査等 (注1) | ○ | 既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面の作成 |
| | | ○ | 現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成 |
| | | ○ | 真北測定 |
| | 計画・検討 | ○ | 計画の経済性、施工性、安全性、機能性等の比較検討 |
| | | | 使用材料（性能、耐久性、実績、市場性）の比較検討 |
| | | | 各種技術資料の収集と比較検討、木造化の検討 |
| | | | 耐震仕様の検討（構造計画を含む） |
| | | | 環境対策・省エネ・省資源の検討 |
| | | | 許認可を所管する処分庁が要求する説明資料 |
| 配置計画の検討 | ○ | 敷地利用計画 | |
| 設計説明書の作成 | ○ | 実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ） | |
| | | 計画概要・基本計画図・基本設計図 等 | |
| 工事費概算書の作成 | ○ | 種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む） | |
| 実施設計 | 基本設計の点検 | ○ | 現地の詳細調査、関係法規の確認、利用条件の把握 |
| | | | 設計説明書・配置計画・意匠計画・構造計画等の点検 |
| | 設計・検討・調整 | ○ | 基本設計及び設計説明書の点検・提案に伴う詳細協議 |
| | | | 他工事との調整（工事区分、設備機器の納まりの調整） |
| | 意匠 | ○ | 特記仕様書、工事区分表、機材指定一覧表、付近見取図 |
| | | | 配置図、平面図、断面図、仕上表、面積表、屋外図 他 |
| | | | 矩計図、平面・部分詳細図、展開図、伏図、建具表 他 |
| | 積算資料の作成 | ○ | 数量調書（拾い書・集計書・内訳書 他） |
| | | | 参考見積、参考見積比較表 |
| | 構造 | ○ | 構造計算書（2次設計を含む計算書及び技術資料収集） |
| 伏図、軸組図、断面詳細図、架構図 他 | | | |
| 積算資料の作成 | ○ | 数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表） | |
| | | 参考見積、参考見積比較表 | |
| 計画通知等の申請 | ○ | 計画通知書（注2）、許認可申請 | |
| | ○ | 計画通知関連の関係官庁との事前協議 | |

| | | | |
|-----------|---------|--|---|
| 計画通知等の申請 | ○ | 日影図（付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図） | |
| | ○ | 建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計算書の作成（注3）及び申請手続 | |
| | ○ | 中高層建築物の条例に基づく標識看板の作成、届出書説明資料、報告書の作成 | |
| | ○ | 雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書の作成及び協議 | |
| | ○ | 京都市地球温暖化対策条例に基づく申請等の協議及び申請手続（建築物排出量削減計画書、地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、CASBEE 京都の作成（注3）） | |
| | ○ | 景観関係規制、バリアフリー条例等の協議及び申請手続 | |
| | ○ | 住宅性能評価申請書及び建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価申請書の作成及び申請手続（注4、5） | |
| | — | 防災評定手続 | |
| 屋外付帯工事設計 | ○ | 配置・平面・立面・断面・仕上・数量積算・内訳書 他（道路改修工事含む。） | |
| 解体工事設計 | ○ | 対象棟解体撤去図、外構解体撤去図、数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表） 他（注6） | |
| 設計説明書の作成 | ○ | 調査・協議・検討・配置計画等のまとめ（設計方針） | |
| | | 計画概要書・計画書・設計書 等 | |
| 地元関係者との交渉 | ○ | 必要資料等の作成 | |
| その他 | 透視図 | ○ | A3版(着色)：鳥瞰図2面、内観図6面、外観図6面 |
| | 保全資料の作成 | ○ | 建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成（図面及びデータで提出する） |
| | | ○ | 「施設保全の手引き」作成（注7）、マイクロフィルム台帳の作成 |

（注1）敷地測量及び調査の範囲は計画地及び周辺とし、監督員が現場立会いのもと指示を行う。

（注2）構造計算適合性判定が必要となる場合、手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。
なお、受注者の責任により再度適合性判定が必要となった場合は、受注者が負担する。

（注3）届出義務の有無にかかわらず作成する。

（注4）住宅性能評価申請及びBELS申請の手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。
なお、受注者の責任により再度申請が必要となった場合は、受注者が負担する。

（注5）省エネ適判、BELS、性能評価の申請に用いる省エネ計算書は、国総研等が取りまとめた住宅省エネ基準に準拠したプログラムを活用できるデータ方式（エクセル等）で作成し、本市職員でも編集可能なものとする。

（注6）現況調査のうえで、撤去図を作成し、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。（詳細については、「京都市都市計画局解体工事の設計積算について」（貸与品）による。）

（注7）「施設保全の手引き」の作成要領に基づく保全計画書をいう。ただし、実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第3-2 業務委託の範囲の補足（設備）

| 委 託 内 容 | | 該当印 | 業 務 概 要 |
|-----------|--|--|-----------------------------------|
| 基本設計 | 計画に関する調査協議 | ○ | 現地調査、企業者協議（電力、電話、ガス、上下水道） |
| | | ○ | テレビアンテナ設置に係る電解強度測定、テレビ電波障害地域机上検討 |
| | | ○ | 関係法令の調査、関係官公署との協議 |
| | | | 施設管理者の要望、施設利用条件の整理 類似施設調査 |
| | 計画・検討 | ○ | 設備方式の検討（比較検討を含む） |
| | | | 技術資料の収集、使用機材の検討 |
| | | | 計画数値の検討、主要機器概算容量の算出 |
| | | ○ | 耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討 |
| | 維持管理（LCC、資格者、法定・自主点検等）の検討 設備スペース、主要機材の配置、主要機器搬出入経路 他工事との調整 | | |
| | 設計説明書の作成 | ○ | 実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ） |
| 工事費概算書の作成 | ○ | 設備種目毎の概算 | |
| 実施設計 | 現地の詳細調査 | ○ | 企業者詳細協議 |
| | 基本設計の点検 | ○ | 関係法規の確認、利用条件の把握 |
| | | | 設備方式・使用機材・配置計画等の点検 |
| | 計算書の作成 | ○ | 各種機材の仕様確定のための根拠資料 |
| | | | 騒音等法令準拠確認資料 |
| | 設計・検討・調整 | ○ | 基本設計及び設計説明書の点検・提案に伴う詳細協議 |
| | | | 機材配置の検討、工事区分の検討、他工事との調整 |
| | 設計図の作成 | ○ | 特記仕様書、標準仕様書、工事区分表、付近見取図 |
| | | | 配置図、平面図、詳細図、機器仕様、系統図、姿図 |
| | | | 盤結線図、その他 |
| | 積算資料の作成 | ○ | 数量調書（拾い書・集計書・内訳書 他） |
| | | | 参考見積、参考見積比較表 |
| | 計画通知等の申請 | ○ | 計画通知、許認可申請等の作成（設備・昇降機関係）、建築事務所に協力 |
| ○ | | 計画通知関連の関係官庁との事前協議（公害・排水槽他） | |
| ○ | | 建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計算書（注1、2）の作成、建築事務所に協力 | |
| 解体工事設計 | ○ | 設備撤去図、数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表）他（注3） | |
| 設備概要書の作成 | ○ | 設計説明書の修正・補足 | |
| 設計説明書の作成 | ○ | 調査・協議・検討・配置計画等の作成（設計方針） | |
| | | 計画概要書・計画書・設計書 等 | |

| | | | |
|-----|---------|---|---|
| その他 | 保全資料の作成 | ○ | 建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成（図面及びデータで提出する） |
| | | ○ | 「施設保全の手引き」作成（注4）、マイクロフィルム台帳の作成 |

（注1）届出義務の有無にかかわらず作成する。

（注2）省エネ適判、BELS、性能評価の申請に用いる省エネ計算書は、国総研等が取りまとめた住宅省エネ基準に準拠したプログラムを活用できるデータ方式（エクセル等）で作成し、本市職員でも編集可能なものとする。

（注3）現況調査のうえで、「撤去機器、配管、配線、ダクト、アスベスト・PCB等有害物質含有建材、外構設備の仕様、配置」、「給排水、ガス等の外部接続部の処理」等を記載した撤去図を作成し、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。（詳細については、「既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事設計方針」、「既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事設計方針」（貸与品）による。）

（注4）「施設保全の手引き」の作成要領に基づく保全計画書をいう。

ただし、実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第4-1 引渡し成果物（建築）

| 該当印 | 名 称 | 提出部数 | 備 考 |
|------|----------------------|--------|------------------------------------|
| 基本設計 | | | |
| ○ | 設計説明書 | 3 | 設備部分を含む、タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 法令調査報告書 | 1 | データのみ |
| ○ | 敷地調査報告書 | 1 | 現況図、現況写真、データのみ |
| ○ | 基本設計図書（調査・協議書） | 1 | データのみ |
| ○ | 〃（計画・検討書） | 1 | データのみ |
| ○ | 〃（配置計画図） | 1 | データのみ |
| ○ | 〃（工事費概算書） | 1 | データのみ |
| 実施設計 | | | |
| ○ | 意匠図 | 8 | タイトル印刷付製本、CAD・PDF データ共 |
| ○ | 構造図 | 8 | タイトル印刷付製本、CAD・PDF データ共 |
| ○ | 構造計算書 | 1 | オリジナルデータ・PDF 共 |
| ○ | 数量調書・集計表 | 1 | オリジナルデータ・PDF 共 |
| ○ | 参考見積書（機材メーカー） | 1 | データのみ |
| ○ | 参考見積比較表 | 1 | データのみ |
| ○ | 内訳書・代価表（RIBC2） | 1 | データのみ |
| ○ | 協議記録（関係官公署 他） | 1 | データのみ |
| ○ | 打合せ記録（監督員） | 1 | データのみ |
| ○ | 各種技術資料・検討記録 | 1 | 有害物質含有建材使用の有無に関する報告書、ほか必要な場合 データのみ |
| ○ | 実施設計説明書 | 3 | 設備部分を含む、タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 各種申請書、届出書 | 必要数+控え | データ共、控えは申請、届出前に提出 |
| ○ | 計画通知等 | 必要数+控え | データ共、控えは申請前に提出 |
| ○ | 計画通知関連の事前協議書 | 必要数 | データ共 |
| ○ | 雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書 | 必要数+控え | データ共 |
| ○ | 省エネルギー関係計算書 | 必要数 | データ共 |
| その他 | | | |
| ○ | 透視図及びカラーコピー（ラミネート加工） | 2 | 鳥瞰・内観・外観の指定箇所（計14カ所）A3版、データ共 |
| ○ | マイクロフィルム台帳 | 1 | エクセル データのみ |
| ○ | 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） | 1 | データのみ |
| ○ | 施設保全の手引き | 1 | 設備部分を含む、データのみ |
| ○ | CASBEE 京都の評価資料 | 1 | データのみ |
| ○ | 住宅性能評価の評価資料 | 1 | データのみ |
| ○ | BELS の評価資料 | 1 | データのみ |

- ※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データを提出する。CAD 電子納品はオリジナル CAD、SXF、jww、及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。
なお、画像を貼り付ける場合は、図面に画像データをリンクさせず、図面内に画像データを貼り付けて一体化したデータとする。
また、PDF データとあるものは、工事設計図の A 1 原紙で当課にて決定処理されたものを、原寸大のまま PDF 化したもの（解像度は 400dpi、ファイルバージョンは 1.4（Acrobat5 対応）とする）を入力した CD-R 等を提出するものとする。
- ※ すべての成果物は、設計説明書及び設計図（意匠図及び構造図）を除き、原則として A 4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
- ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システム RIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力した CD-R 等を提出する。RIBC2 プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。
- ※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。
- ※ 解体工事に係る実施設計図は新築工事の実実施設計図とは分冊（建築、設備合冊）とし、必要部数については、新築工事と同数とする。

(参考)

R I B C 2 プログラム問合せ先

(一財) 建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル 5 階

TEL 03-3434-1530 FAX 03-3434-5476

別表第4-2 引渡し成果物（設備）

| 該当印 | 名 称 | 提出部数 | 備 考 |
|------|-----------------------|------|--|
| 基本設計 | | | |
| ○ | 設計説明書 | 3 | 建築と合冊、タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 報告書（法規調査、敷地調査） | 1 | 建築と合冊、データのみ |
| ○ | 報告書（テレビ電波電界強度調査） | 3 | タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 報告書（テレビ電波受信障害地域調査） | 3 | タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 基本設計図書（調査・協議書） | 1 | 建築と合冊、データのみ |
| ○ | 〃（計画・検討書） | 1 | 〃 |
| ○ | 〃（配置計画図） | 1 | 〃 |
| ○ | 〃（工事費概算書） | 1 | 〃 |
| 実施設計 | | | |
| ○ | 設計図 | 8 | タイトル印刷付製本、CAD・PDF データ共 |
| ○ | 数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表） | 1 | データ共、拾い図共 |
| ○ | 参考見積書（機材メーカー） | 1 | データのみ |
| ○ | 参考見積書比較表 | 1 | データのみ |
| ○ | 内訳書・代価表（RIBC2） | 1 | データのみ |
| ○ | 計算書 | 1 | データのみ |
| ○ | 打合せ記録（関係官公署・企業者他） | 1 | データのみ |
| ○ | 各種技術資料・検討記録 | 1 | データのみ |
| ○ | 打合せ記録（監督員） | 1 | データのみ |
| ○ | 計画通知等の作成（設備関係） | 必要数 | データ共 |
| ○ | 計画通知関連の事前協議書 | 必要数 | データ共 |
| ○ | マイクロフィルム台帳 | 1 | データのみ |
| ○ | 省エネルギー関係計算書 | 必要数 | データ共 |
| ○ | 実施設計説明書 | 3 | 建築と合冊、タイトル印刷付製本、データ共 |
| ○ | 実施設計チェックリスト | — | 支給する「電気（機械）設備設計チェックリスト」を使用する。ただし、社内に同様のリストがある場合には監督員の承諾を得たうえで代用することができる。 |
| ○ | 施設保全の手引き | 1 | 建築と合冊、データのみ |

※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データを提出する。CAD 電子納品はオリジナル CAD、SXF、jww、及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。

なお、画像を貼り付ける場合は、図面に画像データをリンクさせず、図面内に画像データを貼り付けて一体化したデータとする。

また、PDF データとあるものは、工事設計図の A 1 原紙で当課にて決定処理されたものを、原寸大のまま PDF 化したもの（解像度は 400dpi、ファイルバージョンは 1.4

（Acrobat5 対応）とする）を入力した CD-R 等を提出するものとする。

- ※ すべての成果物は、設計図（意匠図及び構造図）を除き、原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
- ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力したCD-R等を提出する。RIBC2プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う
- ※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。
- ※ 新築工事に係る成果物は機械、電気それぞれ分冊し、提出すること。
- ※ 解体工事に係る実施設計図は建築と合冊（A3サイズ）とする。

別紙 1 付近見取図

